

介護老人保健施設エルダリーガーデン 指定訪問介護事業所

第1号訪問事業 重要事項説明書 及び 契約書

事業所名	介護老人保健施設エルダリーガーデン
所在地	徳島市南庄町4丁目60-2
電話番号	088-632-3393
事業所番号	3650180163

1 (第1号訪問事業の適用)

当事業所の第1号訪問事業(以下「当事業」と略す)は、介護保険にて要支援者及び事業対象者の認定を受けた方が、ケアプランに基づき当事業所から派遣された訪問介護員により、生活または介護の援助を受けるものです。お申込みに当たり、利用者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2 (利用の開始)

契約日より開始となります。

3 (契約期間)

本契約の有効期限は契約締結の日から利用者の介護保険証有効期限満了日とします。

契約開始日	～	契約満了日
-------	---	-------

4 (利用のキャンセル)

利用者および扶養者又は責任代表者(以下、扶養者等)は中止の意思表示をすることにより、サービスの利用を中止できます。この場合、前日までにサービス提供責任者にご連絡ください。体調不良等による場合を除き当日キャンセル及びサービス提供中の中止については、サービス利用表(予定表)において計画されている単位数×10円(10割負担)を負担していただきます。

5 (利用の中止・終了)

次に掲げる場合には、当事業所からの申し出により利用を中止・終了していただきます。

①利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合。

②ケアプランで計画された時間以上の派遣はできません。(介護保険対象外になります)

③病状・心身の状態悪化により適切なヘルパー業務を超えると判断された場合。

④利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の督促にも関わらず7日間以内に支払われない場合。

⑤利用者が当事業所や当事業所職員又は他の利用者等に対して、盗られ妄想による誤報等、当事業所との信頼関係を損なう行為のある場合。

⑥利用者及び扶養者等は、終了の意思表示をすることにより、サービスの終了できます。この場合、7日前までにサービス提供責任者及びケアプランを作成している居宅介護支援事業所にご連絡ください。

※派遣予定の訪問介護員の体調不良、事故等により派遣人員の変更をすることがあります。

6 (利用料金)

利用者および扶養者等は連帯して、当事業所に対し利用料を支払う義務があります。また介護保険法改正等により、利用料金を一部変更することがあります。サービス利用票(予定表)において計画されている単位数を確認していただき、ご質問なければ同意されたものとして取り扱います。

※利用料金については【別紙1-1】【別紙1-2】参照

請求書は翌月10日頃にお渡ししますので、17日まで(銀行振替は15日)にお支払いください。お支払い完了を確認後に領収書をお渡し致します。

7 (勤務体制)

管理者・・・1名

サービス提供責任者・・・1名以上

訪問介護員・・・2.5名以上 介護福祉士、実務者研修修了者、又は初任者研修修了者

(非常勤の場合は常勤換算として合算するものとする。従前の資格の場合は現行の資格に相当するものとする。)

営業日・・・月曜日～土曜日 (休日：日曜日、12月30日～1月3日のうち数日の休業日あり。休業日は年によって変わります)

営業時間・・・午前9時～午後5時(利用者からの依頼に応じて時間外対応も可能)

8 (秘密の保持)

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、扶養者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の場合には利用者及び扶養者等の同意のもとに情報提供する事があります。

- ①介護保険サービスの利用の為に市町村・居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な居宅療養のための医療機関への療養情報の提供
- ②介護保険サービスの向上のため、学会研修会等で事例研究発表（個人名は使用せずイニシャルを使用）
- ③当事業所では、利用者及び扶養者等、または家族の申し出に応じ情報を提供することができます。

9 (記録)

- ①当事業所は、利用者の訪問介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ②当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- ③当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- ④前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- ⑤当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

10 (事故発生時の対応)

当事業の提供において事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置をとります。

11 (利用者及び家族の順守事項)

- ①認知症を患われている利用者の介護に関しては、客観的な立場でケアプランに基づいた内容で支援して下さい。
- ②訪問介護員は家族の代わりにはなれません。急変時の対応は原則通報のみとさせていただき、病院での付き添いはご家族でお願い致します。また、やむを得ない緊急の受診付き添いは全額自費負担していただく場合があります。

12 (苦情処理の対応)

利用者及び扶養者等は、当事業所の提供する当事業に対しての要望又は苦情などについて担当者へ申し出ることができます。

介護老人保健施設 エルダリーガーデン (088) 632-3393 担当者：サービス提供責任者 岸 陽子

また、下記の窓口においても申し出ることができます。

- ・国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 (088) 665-7205 (直通)
- ・保険者

- 徳島市 高齢介護課 (088) 621-5585
- 神山町 健康福祉課 (088) 676-1114
- ( ) -

当事業に関する説明を受け、同意の上で利用を申し込みます。

契約日 令和 年 月 日

利用者	氏名	印	電話番号 ( ) -
	住所		

扶養者又は	氏名 (続柄)	印	電話番号 ( ) -
	住所		

連帯保証人	氏名 (続柄)	印	電話番号 ( ) -
	住所		

事業所	医療法人 徳松会
	徳島市南庄町4丁目60番地の2
	介護老人保健施設 エルダリーガーデン
	理事長 松永 厚美 印

当事業の利用開始にあたり、重要事項に関する説明を行いました。

説明者

印

## 【総合事業（第1号訪問事業）】エルダリーガーデン 利用料金表（基本料金）

サービス内容	事業対象者	単位 (1月あたり)	介護報酬額 (全額)	ご利用者様負担額		
				介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
訪問独自サービス11 (1月の実績が4回を超えるとき)	要支援1・2	1,176	12,006 円	1,201 円	2,402 円	3,602 円
訪問独自サービス12 (1月の実績が8回を超えるとき)	要支援1・2	2,349	23,983 円	2,399 円	4,797 円	7,195 円
訪問独自サービス13 (1月の実績が12回を超えるとき)	要支援2	3,727	38,052 円	3,806 円	7,611 円	11,416 円
訪問独自サービス21 (回数の場合)	要支援1・2	287	2,930 円	293 円	586 円	879 円

※ 地域単価（7級地）1単位あたり10.21円での計算になります。

※ 交通費【（1）（2）（3）のいずれかに当てはまる場合】

（1）通常の事業実施地域を超えた地点から 片道おおむね10km未満 100円

（2）通常の事業実施地域を超えた地点から 片道おおむね10km以上 200円

（3）利用者居宅から20分以上の移動を伴う業務に対して 往復200円

※ 請求書は翌日10日頃にお渡ししますので、17日（銀行振替は15日）までにお支払ください。

お支払完了を確認後に領収書をお渡し致します。

## 【総合事業（第1号訪問事業）】エルダリーガーデン 利用料金表（各種加算）

加算の種類	加算の要件	単位	介護報酬額 (全額)	ご利用者様負担額		
				介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
初回加算	新規の利用者宅にてサービスを行う際、サービス担当責任者が同席し、サービスを提供した場合	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	○サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成。 ○当該訪問介護計画書に基づくサービスを提供。 ○当該訪問介護計画書に基づく初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、指定単位数を加算	100	1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	○訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、指定訪問リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成。 ○当該訪問介護計画書に基づくサービスを提供 ○当該訪問介護計画書に基づく初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき指定単位数を加算	200	2,042 円	205 円	409 円	613 円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を可算 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	50	510 円	51 円	102 円	153 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	（基本料金+各種加算減算）×24.5%				

※ 地域単価（7級地）1単位あたり10,21円での計算になります。